## ◎新潟県告示第1019号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、平岩要作ほか63名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成24年8月20日から平成24年9月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月17日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟市	下山河渡浜谷内	区画整理	換地計画書の写し	新潟市東区役所
平岩要作ほか63名				

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新潟地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。